

2009年3月29日

国連グローバル・コンパクト事務所・国連女性開発基金共催
「世界市場経済における女性の地位向上」フォーラム
参加報告書

大西 祥世

1 概要

(1) 2009年3月5日、6日に、アメリカ合衆国ニューヨーク市の国連本部等において、国連グローバル・コンパクト事務所（GCO）と国連女性開発基金（UNIFEM）との共催フォーラム「世界市場経済における女性の地位向上」に参加した。本フォーラムは、国際女性デー（3月8日）を記念して開催された国連諸機関の会議の一つである。

5日は、国連本部会議棟会議室において、シンポジウムが開催された。9つのセッションがあり、企業、国連諸機関、自治体、研究者から、女性の地位向上に向けたさまざまな取り組みについて、24件の報告と3回のグループワークが行われた。各報告とグループワークは実践的で示唆に富み、質疑応答も活発であった。

6日は、DLAパイパー法律事務所において、ワークショップが開催された。5日のシンポジウムをもとに、企業の社会的責任の範囲をより広げて、どのように女性の地位向上とエンパワーを確実に進めていくかという戦略を発展させるかについて、参加者どうしのディスカッションを中心に、議論された。主な論点は、後述する「女性の原則」を実行していくための協議プロセスにおいて、GCOおよび企業、政府等は、何を優先して行動するかというものであった。

大西は、この2つのフォーラムに参加して、報告を聞くとともに、グループワーク等を通じて参加者と意見交換や交流を行った。同フォーラムのプログラム等の詳細は、GCOのウェブサイト http://www.unglobalcompact.org/Issues/human_rights/5March2009_main.html で紹介されている。

(2) なお、本フォーラムへの参加準備のため、次の調査・研究を行った。

○ 日本におけるGC加盟企業75社のCommunication on Progress（COP）報告書及びCSR報告書の収集・検討、同報告書に関するジェンダー問題に関する記述の要約（英文）資料集の作成、関連文献の調査（2009年2月16日・17日、於：法政大学GC研究センター等）

○ 内閣府男女共同参画局、外務省総合外交政策局人権人道課主催「第53回国連女性の地位委員会（CSW）に向けた意見交換会」参加（2009年2月19日、於：内閣府地下講堂）

○ GCO訪問、調査および英文資料集献呈（同3月3日、於：国連本部ビル）

○ 国連女性の地位委員会（CSW）における一般討議・ワークショップ参加および資料収集（同3月4日、於：国連本部ビル）

2 日程

(1) シンポジウム

日時：2009年3月5日（木）9：00から17：30まで

場所：国連本部会議棟4階会議室

参加者：131人（企業関係者76人、国連・国連機関32人、NGO9人、大学・研究機関6人、政府・公的機関3人、記載なし5人）（日本からの参加者は大西のみ）

(2) ワークショップ

日 時：2009年3月6日（金）10：00から16：30まで

場 所：DLA パイパー法律事務所会議室

参加者：50人

3 まとめと感想

(1) 本フォーラムは、「女性の原則」を実行する協議プロセスの一つとして開催された。報告と議論の主なテーマは、次の7つに整理できるだろう。

第一に、CSRはジェンダーを主流化する方法の一つとして活用できることである。

第二に、世界的な金融危機だからこそ、ジェンダー不平等を脱することがビジネスの成功事例になると示すことが必要であることである。

第三に、女性の地位向上をスケールアップして進めるためには、①グッド・プラクティスが特別な環境だからできたというのではなく、他のビジネスでも応用可能であると示すこと、②男性を巻き込むこと、③UNGCのCEO会合や国連諸機関が支援する、トップダウンとボトムアップのアプローチが必要であること、④意思決定過程に参画している女性と、ジェンダー平等のために作成されたプログラムを支援し参画している男性の両方のロールモデルが重要であること、⑤職場と市場と共同体はつながっていることを理解し、ワーク・ライフ・バランスを推進すること、⑥ビジネスの領域だけではなく、政府やその他の機関と連携すること、である。

第四に、女性をエンパワーすることは、企業の資産を向上させることである。

第五に、公的機関と民間機関が連携することが重要とされたことである。

第六に、女性の起業が世界市場経済における女性の地位向上のカギとなり、サプライチェーンはその地域において女性の起業を支援できることである。

第七に、「女性の原則」は、企業、サプライチェーン、コミュニティをつないで、工場作業員から取締役役員までに共通する、女性を支援し、ジェンダー平等を推進する国際的な基準であることである。

(2) 本フォーラム全体を通じて強く主張されたことは、「女性の原則」をいかに実行していくかという点であった。これは、フォーラムに出席したUNGC等の国連諸機関、企業、政府、NGOに共通するテーマであった。「女性の原則」は、日本では、河口論文（河口真理子「CSRと労働におけるダイバーシティ（多様性）」DRI経営戦略研究新年特別号 vol.7（2006年）56-91頁）以外に、ほとんど紹介、研究されていないので、この点がたいへん印象に残った。

なお、2009年6月9日・10日にトルコ共和国・イスタンブール市で開催される「協議プロセスのまとめ」フォーラムの際に、本フォーラムで議論された内容に関する具体的な実行方法が議論される予定であるとのことである。

(3) 5日のシンポジウムは報告が目白押しで、盛りだくさんであった。6日のワークショップは少人数で、進行は予定表どおりというよりは臨機応変で、テーブルごとの議論もあったが、会場全体で1つのテーマについて意見を出し合うこともあった。

参加者は両日とも、そのほとんどがアメリカに拠点を置く企業、国連機関、大学、NGOであった。

(4) 「女性の原則」は2004年に作成されたが、2009年にGCOが加わって、本フォーラムの成果をふまえて改定された。

本フォーラムに参加することによって、「女性の原則」が、GCOやUNIFEMはもちろん、企業や政府からも、世界市場経済やビジネスおよび職場における男女平等推進にとっての基準として、より一層用いられることが期待されていることがわかった。また、この原則を実行するためのツールを開発することが、今後のGC原則における女性労働に関する議論の主要なテーマになることが予測された。

(5) 本フォーラムで議論の中心にあった「女性の原則」とGCについて日本で研究し、紹介することは、日本のGC加盟企業だけではなく、自治体や国の政策立案にとってたいへん有意義であり、CSR研究およびジェンダー政策研究にとっても意義があると思われる。

以上